鹿児島県住生活基本計画に対するパブリック・コメントの結果

- 実 施 期 間 令和3年12月24日(金)から令和4年1月24日(金) 1
- 2 意見の件数 10件(2名)
- 3 提出された意見の概要、それに対する県の考え方

御意見の要旨

御意見に対する県の考え方

(1) 本計画P9に掲載されている平成30 年住宅・土地統計調査「住宅及び居 住環境に関して重要と思う項目」で 施策を推進してまいります。 は、「地震時の安全性」が1番、次い で「台風時の安全性」が挙げられて おります。また、当県では令和2年 7月豪雨および令和3年7月豪雨と 2年連続して災害救助法が適用され る災害が発生していることもあり, 調査時点以上に住宅及び居住環境に 対する自然災害対策の重要性が高ま っているものと思慮いたします。本 計画 P10 においても指摘されている とおり、「地震や台風・集中豪雨など の災害に強い住まいづくりのため, その備えを充実する」との見解につ いて賛同いたします。

災害に強い住まいづくりのため, 具体の

(2) 住宅政策の基本理念「『ゆとりとう るおいのある住生活の実現』を目指 住生活像」の①安全な住まい「豊か」 な住生活像の前提となる、頻発・激 甚化する自然災害等から県民の生 命・財産を守るための社会基盤・シ ステムや早期に復旧するための体制 が十分に整っています。また、『新た な日常』など社会環境の変化に柔軟 に対応できる社会基盤やシステムも

「ゆとりとうるおいのある住生活の実 して」に賛同するとともに、「目指す | 現」を目指して、3つの住生活像を設定し、 具体の施策を推進してまいります。

整っています。」とする住生活像の設定に賛同いたします。

(3) 「県土の強靱化を図るとともに災 害から県民の生命や財産を守るた め, 災害に強い住宅・住環境づくり を促進します。また、地震・津波災 害に際して被害の軽減を図るため, 被害の未然防止や被害拡大の抑止に つながるような施策を展開します。」 との施策について賛同するものの, 既に当計画で指摘されているように 頻発・激甚化する自然災害に「災害 に強い住宅・住環境づくり」で対応 するには限度があるものと考えてお り、システム構築や被害が発生する ことを前提にした早期に復旧するた めの体制整備(自助による備えの周 知) も重要と思慮いたします。

意見(8)の対応と併せて「③災害発生時の住宅供給体制の整備」に追記しました。

(4) 当県の土砂災害特別警戒区域(土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域)は、全国9番目に多い19,000区域余りが指定されております。また、他県に比べて台風等による影響を大きいことを鑑みると、危険住宅の移転促進を計画に進めるべく、国の住生活基本計画にあるように「災害の危険性の高いエリアにある既存住宅の移転誘導」施策や警戒避難体制の確立に係る施策が必要と思慮いたします。

本計画は 10 年間にわたる基本的な施策 の方向性を示すものであり、その方向性に そって今後各年度ごとに具体の内容に取 り組むこととしております。

(参考)

本県では次の事業に取り組んでいます。

事業名:がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により,住民の生命に危険を及ぼすおそれのある危険住宅を安全な場所に移転するため,危険住宅の除却等に要する費用及び新たな住宅の建設等の費用の一部を補助する。

(5) 新耐震基準に適合する住宅やブロック塀の耐震改修促進を行うことにより、住宅倒壊等による人命に対する危険性が相当程度減じられることが期待できることから、当県の住宅の耐震性の向上に関する施策に賛同

意見(8)の対応と併せて「③災害発生時 の住宅供給体制の整備」に追記しました。 いたします。

しかしながら、大規模地震においては、新耐震基準に適合した住宅であっても、損壊する住宅は少なくないことから、国の防災基本計画において国が加入促進している地震保険について、県として推進すべきと考えます。

- (6) 気象庁のデータによると当県の台 風の上陸数は全国1位の42となって いるなど台風の危険性が高いこと や,本計画P9の「住宅及び居住環境 に関して重要と思う項目」においると 多数の県民が「台風時の安全性」 のとを考慮するととまるといることを考慮するととまる 在の県施策「情報提供」にとどよる 在の県施策「情報提供」にあるよう に「住宅改修や盛土等による住宅 で、国の住生活基本計画にある住宅 で、国の住生活基本計画にある にではの浸水対策の推進」や「住宅 の改修による耐風性の向上」などの 台風・浸水・降灰に関する具体的な 施策が必要と思慮いたします。
- (7) 2)ハザードマップの周知に賛同い たしますが、国の「住生活基本計画」 にもあるように、「ハザードマップの 整備・周知等による水災害リスク情 報の空白地帯の解消,不動産取引時 における災害リスク情報の提供」が 肝要と考えております。国土交通省 が公表した昨年7月時点の都道府県 別「想定最大規模降雨に対応したハ ザードマップ作成状況」によると、 当県の公表自治体は作成対象市町村 の半分にとどまっております。県に おかれましては, 空白地の解消に向 けた取り組みとともに,不動産取引 時における災害リスク情報の提供な ど具体的な周知施策をご検討いただ きたい。

本計画は 10 年間にわたる基本的な施策 の方向性を示すものであり、その方向性に そって今後各年度ごとに具体の内容に取 り組むこととしております。

ハザードマップの周知につきましては, 防災部局や宅建部局など関連する部局と も連携しながら取り組むこととしており ます。 (8) 1) 災害発生時の住宅供給体制の整 備および、3)被災住宅の復興による 被災者への迅速な救済施策に賛同い たします。

なお、令和2年7月に内閣府の「被 災者生活再建支援制度の在り方に関 する実務者会議」検討結果報告にお いては「自然災害からの住宅再建等 の生活再建についても『自助』によ る取組が基本であり、被災者生活再 建支援金等の『公助』は、この取組 を側面的に支援するものである。」と 報告しております。当県の1)におい て「被災者の応急的な住まいの早急 | 新) な確保」については、適当な施策で あると考えておりますが、公助の制 度周知とともに, 県民に対する資力 の確保の促進を図る施策も同時に行 うべきと思慮いたします。

(9) 「住宅履歴情報の蓄積,悪質リフ オームの阻止や訪問販売の適正化等 のための情報提供」については情報 提供にとどまらず, 悪質リフォーム 業者や今般の自然災害の急増に伴う 住宅修理に付随するサービスを提供 する悪質業者を含めて,建設業法や 消費者法等の関係各法令を適用し、 県主導のもと阻止や適正化も並行し て実施していただきたい。

(10) 国の住生活基本計画(令和3年3 月 19 日) P17 (2) 立地・管理状況の 良好な空き家の多様な利活用の推進 の中に「空き家の情報収集や調査研 究活動,発信,教育・広報活動を通 じて空き家対策を行う民間団体等の 取組を支援するとともに, 空き家を 活用した新たなビジネスの創出を促 進」とあります。

地震のみではなく災害全般に備えるた め、以下のとおり対応しました。

「3)被災住宅の復興」に追記しました。

旧)

3)被災住宅の復興

大規模な災害により被害を受けた被災 住宅等の復旧を円滑に図るため,独立行政 法人住宅金融支援機構と連携するなど,被 災住宅の復興に努めます。

3)被災住宅の復興等

大規模な災害により被害を受けた被災 住宅等の復旧を円滑に図るため,独立行政 法人住宅金融支援機構との連携や各種保 険制度等の周知など,被災住宅の復興等に 努めます。

ご意見の内容につきましては、各法令の 所管部局とも連携しながら取り組むこと としております。

本県では、「かごしま空き家対策連携協 議会」を設置し、民間の関係専門家団体と も連携しながら空き家対策に取り組んで いるところです。

同協議会では毎年会員向けの研修会を 実施し、空き家対策に関するさまざまな 情報提供を行っているところです。

(P64参照)

また、P21「第4章施策の総合的かつ計画的な推進」の(1)②では「住教育を推進・・」③「住生活産業を担う民間事業者の役割が強く期待されるが・・・住生活に関わる民間団体等が、国、地方公共団体等と連携を図り、協力することが極めて重要である」と明記されております。

よって、鹿児島県住生活基本計画においても、【官民連携をして、情報提供および担い手育成を行う…】と言う記載表現が適当と思います。

さらに,空き家対策を具体的に行って いる団体への情報提供や後援支援等 をお願いいたします。 意見の概要

(10) 国の住生活基本計画(令和3年3月19日)P17(2)立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進の中に「空き家の情報収集や調査研究活動,発信,教育・広報活動を通じて空き家対策を行う民間団体等の取組を支援するとともに,空き家を活用した新たなビジネスの創出を促進」とあります。

また、P21「第4章施策の総合的かつ計画的な推進」の(1)②では「住教育を推進・・」③「住生活産業を担う民間事業者の役割が強く期待されるが・・・住生活に関わる民間団体等が、国、地方公共団体等と連携を図り、協力することが極めて重要である」と明記されております。

よって, 鹿児島県住生活基本計画 においても, 【官民連携をして, 情報 提供および担い手育成を行う…】と 言う記載表現が適当と思います。

さらに、空き家対策を具体的に行っている団体への情報提供や後援支援等をお願いいたします。

考え方

本県では、「かごしま空き家対策連携協議会」を設置し、民間の関係専門家団体とも連携しながら空き家対策に取り組んでいるところです。

同協議会では毎年会員向けの研修会を 実施し、空き家対策に関するさまざまな 情報提供を行っているところです。

(P64参照)